

印西地区環境整備事業組合温水センター設置管理条例施行規則

(平成19年規則第8号)

印西地区環境整備事業組合温水センター設置管理条例施行規則(平成5年規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、印西地区環境整備事業組合温水センター設置管理条例(平成19年条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定申請書等)

第2条 条例第7条の規則で定める申請書は、印西地区環境整備事業組合温水センター指定管理者指定申請書(別記第1号様式)とする。

2 条例第7条の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 施設の管理体制
- (3) 施設運営計画
- (4) 個人情報保護措置
- (5) 緊急時対策
- (6) その他管理運営に関する計画

3 条例第7条のその他規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の管理運営に関する収支予算書及び事業実施予算書
- (2) 定款の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
- (3) 第1項の申請書を提出する日の属する前の直近3年分の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録
- (4) 納税証明書(国税、都道府県税及び市町村税)
- (5) 身元証明書(法人は、代表取締役。法人以外のものにあつては、その代表者)
- (6) 労働保険料納付済証明書
- (7) その他印西地区環境整備事業組合管理者(以下「管理者」という。)が必要と認める書類

(指定管理者の指定通知等)

第3条 管理者は、条例第8条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、

印西地区環境整備事業組合温水センター指定管理者指定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

- 2 管理者は、指定管理者として指定しなかったときは、印西地区環境整備事業組合温水センター指定管理者不指定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(利用の手続)

第4条 印西地区環境整備事業組合温水センター(以下「温水センター」という。)を利用しようとする者は、指定管理者が管理者の承認を得て定める利用券(以下「利用券」という。)を購入し、その利用の際、利用券を指定管理者に提示しなければならない。

- 2 前項の規定により利用券を提示した者(以下「利用者」という。)は、利用許可を受けたものとみなす。

- 3 利用者は、退館時に利用券を提示し、利用時間が超過しているときは、指定管理者が定める方法により利用料金を精算しなければならない。

(専用利用)

第5条 温水センターを専用利用しようとするもの、許可の内容を変更しようとするもの及び許可の取消しをしようとするものは、印西地区環境整備事業組合温水センター専用利用許可(変更・取消し)申請書(別記第4号様式)をあらかじめ指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、専用利用の可否を決定し、印西地区環境整備事業組合温水センター専用利用許可(変更・不許可)通知書(別記第5号様式)により通知(前項の取消し許可を除く。)するものとする。

(利用者の遵守事項)

第6条 温水センターの利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (2) 危険物若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- (3) 備品類を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (4) 施設に貼り紙、釘打ち等をしないこと。
- (5) その他施設の管理上支障となる行為をしないこと。

(利用制限等)

第7条 指定管理者は、温水センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第11条の規定により利用を制限し、又は拒むことができる。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 伝染性の病気のおそれがある者
- (3) 刺青等をしている者
- (4) 保護者の同伴しない小学校3年生以下の者
- (5) 午後6時以降、保護者の送迎がない中学生以下の者
- (6) その他管理上支障があると認める者

2 指定管理者は、利用者が前項に規定する事由に該当するとき、又はその他公益上支障があると認めるときは、条例第12条の規定により利用許可を取り消し、又は利用を停止するものとする。

(利用料金の免除)

第8条 条例第15条第6項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、印西地区環境整備事業組合温水センター利用料金免除申請書(別記第6号様式)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が他の方法により省略できると認める場合については、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の申請について、免除の可否を決定し、申請者に印西地区環境整備事業組合温水センター利用料金免除決定(不決定)通知書(別記第7号様式)により通知(ただし書きの規定により省略した場合を除く。)するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、温水センターの管理に関し必要な事項は、管理者の承認を得て指定管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 条例第5条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この規則の施

行前においても第2条及び第3条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に改正前の印西地区環境整備事業組合温水センター設置管理条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の印西地区環境整備事業組合温水センター設置管理条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。